

# 平成 28 年度 **高年齢者雇用安定助成金**のご案内

高年齢者雇用安定助成金は、高年齢者が意欲と能力がある限り年齢に関わりなくいきいきと働ける社会を構築していくために、2つのコースで事業主の皆様の活動を支援します。

## 制度拡充

### 高年齢者活用促進コース

#### 【高年齢者の活用促進のための措置の内容】

- (1) 新たな事業分野への進出等による高年齢者の職場又は職務の創出
- (2) 機械設備、作業方法、作業環境の導入・改善による高年齢者の就労の機会の拡大
- (3) 高年齢者の就労の機会を拡大するための雇用管理制度の導入・見直し
- (4) 高年齢者に対する法定の健康診断以外の健康管理システムの導入
- (5) 定年の引上げ等
  - (a) 定年の引上げ
  - (b) 定年の定め廃止
  - (c) 希望者全員を対象とする継続雇用制度の導入

#### 【支給額】

高年齢者の活用促進のための措置に要した費用の **2/3** (中小企業以外は 1/2) を支給します。(上限 1,000 万円)  
ただし、措置の対象となる 1 年以上継続している 60 歳以上の雇用保険被保険者 1 人につき **20 万円** (下記③の (a) ~ (c) に該当する場合は **30 万円**) を上限とします。

#### 【平成 28 年度からの拡充点】

- ① 対象措置に「高年齢者に対する健康管理システム」を追加  
高年齢者を対象とした人間ドック等の法定の健康診断以外の健康管理システム(事業主が健診費用の半額以上を負担するもの)を就業規則等に規定し人間ドック等を実施した場合に、制度の導入費用として 30 万円を要したものとみなします。(申請は企業単位で 1 回限り)
- ② 定年の引上げ等による、みなし費用 (100 万円) を適用 (本取り扱いは企業単位で 1 回限り) する要件の緩和  
年齢要件を「70 歳以上」から「66 歳以上」へ以下のとおり緩和
  - (a) **66 歳以上**への定年の引上げ
  - (b) 定年の定め廃止
  - (c) 65 歳以上への定年の引上げ及び希望者全員を **66 歳以上**まで雇用する制度の導入
- ③ 60 歳以上の被保険者 1 人あたりの単価を 30 万円とする要件の緩和  
30 万円を適用する要件に (b) と (c) を追加
  - (a) 建設・製造・医療・保育・介護の分野に係る事業を営む事業主
  - (b) **65 歳以上の高年齢者(高年齢継続被保険者)の雇用割合が 4% 以上の事業所**
  - (c) **高年齢者活用促進の措置のうち「機械設備の導入等」を実施した事業主**

## 新設

### 高年齢者無期雇用転換コース

50 歳以上かつ定年年齢未満の有期契約労働者を無期雇用労働者に転換させた事業主を助成します。

#### 【無期雇用転換計画書を提出する前に】

- ① 有期契約労働者を無期雇用労働者に転換する制度(雇用後 5 年以内の有期契約労働者を無期雇用労働者に転換するものに限る)を労働協約又は就業規則等に規定していること。
- ② 高年齢者雇用推進者の選任に加え、以下の高年齢者雇用管理に関する措置を 1 つ以上実施していること。  
教育訓練の実施、作業施設・方法の改善、健康管理・安全衛生の配慮、職域の拡大、配置・処遇の改善、賃金体系の見直し、勤務時間制度の弾力化
- ③ 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第 8 条又は第 9 条第 1 項の規定に違反していないこと。

#### 【無期雇用転換計画書の提出】

計画実施期間の 6 か月前から 2 か月前までの間に無期雇用転換計画書に必要な書類を添えて提出する。

#### 【無期雇用への転換の実施】

無期雇用転換計画が認定された後、計画実施期間内に、転換制度により有期契約労働者を無期雇用労働者に転換させる。  
・計画実施期間内に複数人の転換を行うことができます。  
・転換した労働者を 65 歳以上まで継続して雇用する見込みがあることが要件です。

#### 【支給申請書の提出】

転換後 6 か月分の賃金を支給した日の翌日から起算して 2 か月以内に支給申請書に必要な書類を添えて提出する。

#### 【支給額】

対象労働者 1 人あたり **50 万円** (中小企業以外は 40 万円)  
1 支給申請年度 (4 月 ~ 3 月) あたり 10 人を限度とします。

#### 【転換の対象となる労働者】

- ① 申請事業主に雇用される期間が転換日において通算して 6 か月以上で 50 歳以上かつ定年年齢未満であること。
- ② 労働契約法第 18 条に基づき、労働者からの申し込みにより転換した者でないこと。
- ③ 無期雇用労働者として雇用することを約して雇入れられた者でないこと。
- ④ 転換日の前日から過去 3 年以内に申請事業主において、無期雇用労働者として雇用されたことがない者であること。
- ⑤ 支給申請日において離職していない者であること。

お問い合わせや申請は、以下の都道府県支部高齢・障害者業務課(東京、大阪は高齢・障害者窓口サービス課)までお願いします。  
ホームページも併せてご参照ください。<http://www.jeed.or.jp/elderly/subsidy/> (当機構トップページ→高齢者の雇用支援→助成金)



独立行政法人

高齢・障害・求職者雇用支援機構

Japan Organization for Employment of the Elderly, Persons with Disabilities and Job Seekers